

市中流通拠点における貨幣の受払等の委託契約手続

公表 2017 年 7 月 3 日

改正 2019 年 7 月 1 日

日本銀行が、市中における貨幣流通拠点（以下「貨幣センター」という。）を運営する者に「市中流通拠点における貨幣の受払要綱」（以下「受払要綱」という。）5. に掲げる事務（以下「委託業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）を締結するための手続は、本手続の定めるところによる。

1. 委託業務の内容

(1) 日本銀行は、委託契約の相手方となった者（以下「委託先」という。）に対し当該委託先が運営する貨幣センターにおける委託業務の実施を委託する。

(2) 委託業務の具体的内容は、受払要綱2. に定める実施店（以下単に「実施店」という。）における次の①から③の各項に定める事務および当該事務に関する日本銀行への報告とする。

- ① 日本銀行が日本銀行の指定する金融機関との間で行う貨幣の受払
- ② 日本銀行の貨幣の保管
- ③ 日本銀行が指定する輸送業者（日本銀行が貨幣輸送を委託した運送業者をいう。）との間で行う貨幣の受渡

(3) 実施店は、委託業務について複数の委託先および貨幣センターへの委託を実施することができる。

2. 適格性要件

貨幣センターを運営する者が、日本銀行と委託契約を締結し、または当該契約を継続するために満たすべき要件（以下「適格性要件」という。）は、

「市中流通拠点における貨幣の受払等の委託先に関する要件」（以下「委託先要件」という。）のほか、3.により交付する説明書（以下単に「説明書」という。）において示す。

3. 説明書の交付

委託業務の受託を希望する者（以下「受託希望者」という。）は、9.に記載の先（以下「受付担当」という。）に事前に連絡のうえ、次の書類を持参し提出すること。

- ① 秘密保持等に関する誓約書（別添。以下「誓約書」という。）
- ② 代表権を有する者の印鑑証明書
- ③ 商業登記簿謄本または現在事項全部証明書

（注）②および③は、発行日から3か月以内のものとする。

日本銀行は、上記書類を提出した受託希望者に、委託契約の内容のほか、4.（1）に定める応募書類の内容等、応募や契約締結に必要となる手続の詳細について記載した説明書を交付する。

4. 応募方法等

（1）応募方法

応募に当たっては、受託希望者は、自己が運営する貨幣センター（応募1件につき1か所とする。）を委託業務の受託希望場所として指定したうえで、応募の意思や適格性要件を満たしていること等を示す書類（以下「応募書類」という。）を持参し提出すること。応募書類の具体的内容は、説明書において指示する。

(2) 応募期間等

応募期間等は次のとおりとし、受付担当で受付ける。

- ① 応募期間：毎年7月第1営業日から同年9月最終営業日
- ② 受付時間：日本銀行営業日の午前10時から午後5時

5. 審査

日本銀行は、受託希望者のうち応募書類を提出したもの（以下「応募者」という。）が適格性要件を満たしていることについて、応募書類により審査するほか、応募者が運営し、委託業務の受託希望場所として指定した貨幣センターに日本銀行の職員が立ち入って審査する。

6. 審査結果等の通知

日本銀行は、5. の審査の結果を応募者に書面で通知する。審査結果が合格である場合には、当該応募者が指定した貨幣センターにおいて想定される委託業務の事務量等を踏まえて日本銀行が決定した当該貨幣センターにおける日本銀行の貨幣の保管上限物量および年間支払手数料を、審査結果とあわせて書面で通知する。

7. 委託契約の締結

日本銀行は、6. において審査結果の合格等を通知した応募者から委託契約締結について、日本銀行が提示する様式の書面による申込があった場合には、委託契約を締結し難い特段の事情があるときを除き、当該応募者と委託契約を締結する。委託契約の開始日は、応募翌年の4月1日以降とし、双方協議のうえ定める。

8. 留意事項

- (1) 委託契約を締結する際の手続に要する費用は、受託希望者の自己負担とする。
- (2) 説明書の交付から6か月以内に応募書類を提出しなかった者は、日本銀行の指示に従い速やかに説明書を返却すること。
- (3) 誓約書に基づく権利義務についての準拠法は日本法とする。
- (4) 誓約書に関する一切の係争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。ただし、日本銀行は、管轄が認められる日本国外において訴訟の提起その他の手続を取ることを妨げられない。

9. 受付担当

本件にかかる応募書類等の受付担当は、以下のとおりとする。

日本銀行発券局 総務課 総合企画グループ

住所：〒335-0032 埼玉県戸田市美女木東1-2-1

電話：048(449)7084 (ダイヤルイン)

秘密保持等に関する誓約書

当方は、「市中流通拠点における貨幣の受払等の委託契約手続」（以下「委託契約手続」といいます。）に定める手続の過程で知り得た貴行に関する情報（以下「秘密情報」といいます。）の秘密保持に関し、下記の事項を遵守します。また、委託契約手続に記載された内容（「8. 留意事項」を含みます。）を承諾し、これに従います。

記

1. 当方は、秘密情報の秘密を保持し、貴行の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏洩しません。また、当方は、秘密情報を、貴行の事前の書面による承諾なしに、委託契約手続に定める手続の遂行以外の目的に使用しません。
2. 当方は、秘密情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、委託契約手続に定める手続の遂行のために秘密情報を知る必要のある自己の役員または従業員のみを開示します。この場合、当該役員または従業員に対し、本誓約書に規定する秘密保持義務と同等の義務を課し、それを遵守させるものとします。当該役員または従業員が退職した後も同様とします。
3. 当方は、貴行の事前の書面による承諾を得て秘密情報を第三者に開示する場合には、本誓約書に規定する秘密保持義務と同等の義務を当該第三者に課します。
4. 当方が行う秘密情報にかかる書面の複製は、委託契約手続に定める手続の遂行に必要な最小限の範囲とします。この場合、複製部数および使用場所を貴行に届け出るとともに、使用後は複製した秘密情報を確実に廃棄・裁断処理し、その結果を報告します。
5. 当方は、貴行より要請があった場合には、当該要請に従うかたちで秘密情報にかかる書面を速やかに貴行に返却または廃棄・裁断処理します。
6. 当方は、貴行の事前の書面による承諾なしに、委託契約手続または本誓約書上の地位、権利または義務を、第三者に移転または譲渡しません。
7. 当方は、本誓約書に違反することにより貴行に発生した損害に対して賠償

の責めを負います。

8. 当方は、貴行から別段の指示がある場合を除き、委託契約手続に定める手続が終了した後も引続き本誓約書に規定する事項を遵守します。
9. 当方は、本誓約書に規定のない事項または本誓約書の内容に疑義を生じた事項について、誠意をもって貴行と協議し、解決します。

令和 年 月 日
日 本 銀 行 御 中

(住 所)
(商号または名称)
(代 表 者 氏 名)

印

<作成に当たっての留意事項>

- 日付、住所、商号または名称、代表者氏名の各欄を記入し、提出すること。
- 代表者氏名欄には、権限を有する代表者の役職名および氏名を記載し、公的に登録された代表者印を押印すること。
- 本誓約書は返却しない。